

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件(案)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201500526 平成27年11月11日(鳥取県) 平成27年11月26日	生ごみ処理機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、内部全体に著しい焼損が認められた。 ○電源コードは絶縁被覆が焼損し、露出した芯線には短絡及び溶断箇所が認められた。 ○電源基板、制御基板、PTCヒーター、破碎モーター、メインモーター、攪拌モーター、内部配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○使用者は、定期的に処理能力を上回る生ごみを処理しており、乾燥ドラムに滞留した処理物をフロントカバーを開けて外部にかき出していた。 ●当該製品の内部部品又は電源コードから出火したものと推定されるが、使用状況が影響した可能性も考えられ、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
2	A201600151 平成28年3月23日(千葉県) 平成28年6月24日	延長コード	(火災) 飲食店で当該製品に電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は飲食店で使用されており、同製品の延長コードを介して壁コンセントに接続され、変換プラグを介してコーヒーメーカーに接続されていた。 ○当該製品のコードコネクターボディと変換プラグの接続部に著しい焼損が認められた。 ○当該製品のコードコネクターボディは、中子の状態が確認できず、当該箇所から約30cm分の芯線に、過熱によるものとみられる多量の赤さびが付着していた。 ○変換プラグは、片極の栓刃と刃受金具に焼損が認められ、栓刃の取付けに傾きが認められた。 ●当該製品は、変換プラグとの接続部での異常発熱によって短絡し、焼損に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況も不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
3	A201600233 平成28年7月16日(兵庫県) 平成28年8月3日	携帯電話機	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のバッテリーパックが著しく焼損しており、バッテリーパックの外装樹脂全体が溶融していた。 ○バッテリーパック内部のリチウムポリマー電池セルが膨張し、底部が開口し焼損していた。 ○電極体の底部を起点に放射状のしわが発生しており、電極体に周期的な変形が認められた。 ○ACアダプターに異常は認められなかった。 ○当該製品の本体に同等品のバッテリーパックを取り付けたところ、正常に動作した。 ●当該製品のリチウムポリマー電池セルが内部短絡し、出火したものと推定されるが、電池セルが内部短絡に至った原因が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
4	A201600238 平成28年5月12日(千葉県) 平成28年8月4日	リチウム電池 内蔵充電器	(火災) 車両内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は昼間、直射日光が当たる車内のダッシュボード上に3時間以上放置されていた。 ○外郭及びリチウムポリマー電池セルに焼損が認められ、電池セルの巻回体には一部焼失が認められた。 ○制御基板は焼損していたが、原形をとどめており出火の痕跡は認められなかった。 ○同等品において、事故発生状況を模した高温試験を行ったところ、発煙等の異常は認められなかった。 ●当該製品内部のリチウムポリマー電池セルが出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
5	A201600245 平成28年7月25日(埼玉県) 平成28年8月9日	シュレッダー	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の本体右側が著しく焼損していた。 ○内部の制御基板は、焼損が著しく、樹脂が固着し銅箔パターンやスイッチ等の電気部品の一部が焼失していた。 ○細断用刃と固着した本体樹脂との間に紙くずが詰まっていたことから、モーターはロック状態で電流が流れる状態であったが、モーター部に出火の痕跡は認められなかった。 ○使用者は、熱を帯びたモーターを冷やすため、投入口に水を入れたことが数回あった。 ●当該製品内部の制御基板で異常発熱し、出火したものと推定されるが、基板の焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定はできなかった。 	A201600257(液晶テレビ)と同一事故
6	A201600334 平成28年8月23日(神奈川県) 平成28年9月23日	電気掃除機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品のプラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の電源プラグを延長コードに接続して使用していたところ、当該製品の電源コードから電源プラグが分離し、床面を焦がした。 ○当該製品の電源コードが電源プラグのコードプロテクター付近で断線し、電源プラグの断線部付近の樹脂に亀裂が認められた。 ○その他の部分に異常は認められなかった。 ●当該製品の電源コードが電源プラグ付近で断線し、出火したものと推定されるが、当該製品及び使用状況の詳細が確認できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
7	A201600401 平成28年10月2日(福井県) 平成28年10月21日	除湿乾燥機	(火災) 倉庫で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は全体的に著しく焼損しており、ほとんどの部品が焼失していた。 ○電気部品は、ファンモーターのみが残存しており、電源コード、基板、内部配線等は確認できなかった。 ○ファンモーターは焼損していたものの、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
8	A201600407 平成28年10月10日(兵庫県) 平成28年10月25日	ポータブルトイレ(幼児用)	(重傷1名) 当該製品を床に設置し、その後、当該製品を移動したところ、保護者が当該製品が設置されていた床面で転倒し、左足指を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者(父親)が靴下を履いた状態で当該製品が置かれていた床面(フローリング)を通ったところ、滑って転倒した。 ○当該製品の外觀に異常は認められず、液体等の付着もなかった。 ○当該製品のゴム足の配合は、主成分であるスチレン系の熱可塑性エラストマー(TPE)が56%、添加剤の炭酸カルシウム、可塑剤がそれぞれ15%、28%であった。 ○再現試験(加速条件下:10kgの荷重負荷、50°Cの熱負荷)の結果、ゴム足が接触していた床面部分に可塑剤と推定される染みが発生し、床面の滑り抵抗値が約20%低下した。 ○床面、ゴム足及び靴下に油やワックスなどが付着していた可能性については、確認できなかった。 ●当該製品は、ゴム足に含まれる可塑剤が床材へ移行したことで床面の滑り抵抗値が低下したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明であるため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
9	A201600446 平成28年8月25日(群馬県) 平成28年11月14日	延長コード	(火災) 当該製品に複数の電気製品を接続して使用していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事務所内の人感センサーが反応したため、警備会社が現場を確認すると、当該製品付近から発煙していた。 ○当該製品はタップ部に表側1口、裏側2口の計3口を有する延長コードであり、表側には水槽用エアポンプ(消費電力:3W)が接続されており、裏側の電源側から2口目に他社製の延長コードを介して水槽用ヒーター(消費電力:150W)が接続されていた。 ○タップ部の外郭は焼損し、内部は炭化しており、裏側の電源側から2口目の刃受金具は焼失していた。 ○挿入されていた他社製延長コードの電源プラグは焼損し、栓刃が焼失していた。 ○当該製品の電源プラグ及び電源コードに溶融痕等の異常は認められなかった。 ●当該製品に接続されていた他社製延長コードの電源プラグの栓刃間におけるトラッキング現象、又は刃受金具との接触不良が発生し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	A201600734(延長コード)と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
10	A201600452 平成28年11月11日(埼玉県) 平成28年11月17日	ルーター(パソコン周辺機器)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の外郭樹脂は底面の一部を残し焼損していた。 ○当該製品は木製のリビングボード上で使用されていたが、リビングボードは当該製品の左側面部に著しい焼損が認められた。 ○基板の焼損は著しく、基板上の実装部品は全て焼失していた。 ○電源回路の左側面に位置するトランジスターは焼失し、トランジスター付近の銅箔パターンに溶融が認められたが、基板全体の銅箔パターンの焼損も著しかった。 ○当該製品は2011年1月から実施しているリコールの対象製品であり、当該使用者宅において、付属品のACアダプターを保護機能付きの対策済品に交換する措置がとられていたが、事故現場において当該製品のACアダプターは確認できず、事故発生時に保護機能付きのACアダプターが接続されていたか否かは不明であった。 ●当該製品の電源回路上の電気部品が故障し発熱したため出火したものと考えられるが、詳細な使用状況は不明であり、焼損が著しく、確認できない部品もあったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	A201600457(ルーター(パソコン周辺機器))、A201600458(光回線終端装置(パソコン周辺機器))と同一事故
11	A201600464 平成28年10月21日(神奈川県) 平成28年11月22日	デスクトップパソコン	(火災) 事務所で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、店舗の事務机下の床に設置されていた。 ○本体前面の樹脂製パネルが焼損し、付近に内蔵されたサブ基板が著しく焼損していた。 ○本体背面の通気口、各種コネクター接続部に、ほこりの付着が認められた。 ●当該製品は、基板から出火した可能性が考えられるが、サブ基板の焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
12	A201600476 平成28年10月20日(静岡県) 平成28年11月25日	延長コード	(火災) 店舗で当該製品に電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のコードコネクターボディ内部は、刃受金具周辺の樹脂が著しく焼損していた。 ○刃受金具は両極とも刃受部の根元付近で溶融、溶断し、片極の刃受金具は電源コードとのほんだ接続部も焼失していた。 ○刃受金具の接触面に溶融痕等の異常は認められなかった。 ○当該製品に接続していた他社製延長コードの電源プラグに、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、コードコネクターボディ内部の刃受金具間でトラッキング現象が生じて出火したものと推定されるが、刃受金具の一部が焼失して確認できず、トラッキング現象が生じた原因を特定できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
13	A201600480 平成28年11月11日(栃木県) 平成28年11月28日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、外郭上部及び台座底部の一部並びに金属部分を残し、製品全体が著しく焼損していた。 ○電源コード、サーモスタット、回転モーター、ヒーター管、内部配線等に出火の痕跡は確認されなかった。 ○電源基板の焼損は著しく、リレー、コンデンサー等の電気部品は確認できなかった。 ●当該製品は、残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
14	A201600499 平成28年11月23日(神奈川県) 平成28年12月5日	電気冷蔵庫	(火災、軽傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の焼損は著しく、背面下部の機械室から上に向かって焼損し、発泡ウレタンの一部が焼失していた。 ○運転コンデンサーの焼損は著しく、内部の電極は確認できなかったが、確認された端子部に溶融痕等の異常は認められなかった。 ○圧縮機、始動リレー等その他確認された電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
15	A201600554 平成28年10月28日(愛知県) 平成28年12月28日	電気カーペット	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、コントローラー及びその周辺のカーペット部分が焼損していた。 ○カーペット焼損部のヒーター線に、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○コントローラーの焼損は著しく、基板の一部しか残存しておらず、電源スイッチや温度調節スイッチ等が確認できなかった。 ○基板に残存するリレーに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードに溶融痕が認められたが、二次痕であった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、コントローラーの焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
16	A201600557 平成28年12月7日(三重県) 平成28年12月28日	ノートパソコン	(火災) 事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○出火時に事務所は無人で、事務所内の防犯カメラには、出火元は映っていないが火災通報の約1時間前から煙が映っていた。 ○当該製品の焼損は著しく、原形をとどめていなかった。 ○確認できたメイン基板は焼損しており、実装部品が外れていたが、局所的に強い焼けは認められなかった。 ○バッテリーパックの焼損は著しく、内部のリチウムイオン電池セル8セルのうち、4セルの確認ができなかった。 ○ACアダプターは確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
17	A201600576 平成27年12月(愛知県) 平成29年1月11日	ゴーグル(水泳用)	(重傷1名) 当該製品を使用していたところ、眼の周辺に皮膚障害を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を上腕に貼り付けたパッチテストを実施したところ、当該製品に一致して皮膚炎が発生した。 ○当該製品に含まれる化学成分を分析したところ、過去に皮膚障害の原因となった物質が含まれていた。 ○当該製品から検出された化学物質のうち、パッチテストを実施できたものの結果は全て陰性であったが、上述の皮膚障害の原因となった化学物質を含め、一部の化学物質については試料を作成できなかったため、パッチテストの実施ができず原因物質の特定には至らなかった。 ●当該製品を用いたパッチテストを実施した結果は陽性であったが、製品から検出された化学物質によるパッチテストが一部実施できなかったことから、原因物質は不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
18	A201600583 平成28年12月24日(愛知県) 平成29年1月13日	電気カーペット	(火災、死亡1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を常時敷いたままで、上に机を置いて使用しており、事故発生時、当該製品の電源は入っていた。 ○当該製品のヒーター一部が焼損し、机の脚が載っていた付近の焼損が強かった。 ○ヒーター線と検知線は焼損箇所で断線し、机の脚が載っていた付近を含めて、ヒーター線の一部が確認できなかったが、確認できたヒーター線の断線部に溶融痕は認められなかった。 ○コントローラーの基板に焼損や発熱の痕跡はなく、ヒーター一部が異常発熱した際に作動する安全装置は作動していなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、ヒーター線の一部が確認できず、事故発生時の詳細な状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
19	A201600594 平成28年12月30日(岐阜県) 平成29年1月16日	電気掃除機(充電式)	(火災) 当該製品を充電中、建物を全焼する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は全体が焼損しており、バッテリーパックも外郭樹脂が焼損していた。 ○バッテリーパック内部のリチウムイオン電池セル6セルは全て焼損し、内部電極にも焼損が認められた。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故現場は、当該製品が焼損していた場所とは異なる場所の焼けが強く、床が抜け落ちていたが、焼けの強い場所に何が置かれていたかは確認できなかった。 ●当該製品は、外部からの延焼により焼損した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況は不明であり、バッテリーパックの焼損が著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
20	A201600617 平成29年1月13日(大阪府) 平成29年1月25日	延長コード	(火災) 当該製品に複数の電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は3口の延長コードであり、事故発生当時、タップ部には電源側から順にHDDレコーダー、VHSビデオ一体型レコーダー及び他社製の延長コードが接続されていた。 ○当該製品のタップ部付近が著しく焼損しており、接続された製品の電源コードが溶融し、タップ部に固着していた。 ○当該製品の電源プラグ及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品と他社製延長コードとの接続部において、タップ部及び電源プラグの本体樹脂が焼失し、一方の栓刃と刃受金具の接続部が焼失していた。もう一方の接続部は刃受金具の一部が焼失していたが、栓刃に異常は認められなかった。 ○当該製品に接続されていたHDDレコーダー及びVHSビデオ一体型レコーダーの接続部に出火の痕跡は認められなかった。 ○他社製延長コードの電気製品の接続状況は不明であり、事業者名の特定はできなかった。 ●当該製品と他社製延長コードの接続部において、刃受金具と栓刃間で接触不良が生じて異常発熱し、出火したものと考えられるが、焼損が著しく、刃受金具の一部が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
21	A201600654 平成29年1月17日(茨城県) 平成29年2月3日	ライター(オイル用)	(火災) 車両内で当該製品を汚損し、周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、着火レバーに取り付けられているふたを固定しているセーフティロックを外した状態を維持しつつ着火レバーを押し下げる2アクション方式で、ふたが開くと同時に着火し、ふたを閉めると消火してセーフティロックが掛かる構造であった。 ○使用者が当該製品を最後に使用したのは前日の早朝で、翌朝の火災発見時まで運転席側のドアポケット上部の取手部に置いたままであったとの申出内容であった。 ○火災発見時、当該製品は着火レバーが下向きで、着火部分がトランク側を向き、ふたは開いた状態であった。 ○当該製品の焼損は著しく、火災による溶融物が固着していたが、著しい破損や変形はなく、着火動作に異常は認められなかった。 ○火災発見時の当該製品の状態を参考に、セーフティロックを外した同等品を車のドアポケット上部の取手部に入れ、ドアの開閉操作を100回繰り返す再現試験を行ったところ、ふたは開かず着火することはなかった。 ○セーフティロックを外した同等品を車のドアポケット上部の取手部に落とし入れる及び投げ入れる試験を行ったところ、ふたが開くことがあることが確認された。 ●当該製品は、セーフティロックが外れた状態で衝撃が加わり、ふたが開いて着火した可能性が考えられるが、事故発生以前の使用状況や事故発生時の状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
22	A201600659 平成28年12月26日(長野県) 平成29年2月6日	凍結防止用 ヒーター(水道用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○屋外に設置されていた給湯器の4本の樹脂製配管それぞれに、同一機種凍結防止用ヒーターが設置されていた。 ○4本の凍結防止用ヒーターのうち、2本が著しく焼損して一部のみ残存していた。 ○焼損が著しかった2本の凍結防止用ヒーターの残存部に短絡痕は認められなかった。 ○比較的焼損の程度が低かった残りの2本の凍結防止用ヒーターは被覆のみ焼損しており、ヒーター線の素線に断線や短絡は認められなかった。 ○給湯器の電気配線の導線に出火に至る痕跡は確認できなかった。 ○施工状況は不明であった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、施工状況が不明なため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
23	A201600712 平成28年12月12日(静岡県) 平成29年2月23日	電気蓄熱式湯たんぽ	(重傷1名) 当該製品を使用中、当該製品が破裂し、火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品に通電した状態で就寝中、当該製品が破裂して内容物が飛び出し、火傷を負った。 ○本体外郭のPVCシートの接合部付近が破損していた。 ○当該製品は外観観察後に廃棄されているため、詳細調査は実施できなかった。 ●当該製品は廃棄されており、詳細調査が実施できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
24	A201600724 平成29年2月19日(兵庫県) 平成29年3月1日	ライター(注入式)	(火災) 車両内で当該製品を使用後、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が自動車を運転中に当該製品でたばこに火を付け、着火レバーから指を離れたところ火が消えなかったため、当該製品を持ったままで腕を数回振った。 ○使用者は火が消えたと思い、当該製品を自動車のセンタートレイに置いたところ、しばらくしてセンタートレイから炎と煙が発生した。 ○当該製品の上部及び樹脂製の燃料タンクが焼損し、燃料タンク内にガスは残っていなかった。 ○当該製品のごと部品に異常は認められなかった。 ○当該製品のバーナーバルブとてご部品の結合部周辺には、異物やバリ等の異常は認められなかった。 ○同一ロットの同等品5個を確認した結果、異常は認められなかった。 ●当該製品に異常は認められず、当該製品に異物が挟まり残火を生じたと考えられるが、異物及びその混入経路が不明であるため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
25	A201600725 平成29年2月13日(静岡県) 平成29年3月1日	電気炊飯器	(火災、死亡1名、軽傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡、1名が軽傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の焼損は著しく、樹脂部品の大部分が焼損していた。 ○電源基板は著しく焼損し、リレー、コンデンサー、ダイオード等の実装部品が確認できなかった。 ○電源コードは断線し、一部が確認できなかったが、確認できた電源コードに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○ヒーター、内部配線等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
26	A201600726 平成29年1月31日(長崎県) 平成29年3月1日	電気ストーブ	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の焼損は著しく、転倒時オフスイッチ、温度ヒューズ等が焼失しており、確認できなかった。 ○当該製品の操作スイッチは焼失しており、事故発生時に使用されていたか確認できなかった。 ○ヒーター線、電源コード等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の周辺にはベッド、タオル等の可燃物が置かれていた。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
27	A201600734 平成28年8月25日(群馬県) 平成29年3月2日	延長コード	(火災) 当該製品に複数の電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事務所内の人感センサーが反応したため警備会社が現場確認すると、当該製品付近から発煙していた。 ○当該製品は1口の延長コード(定格電流:12A)であり、当該製品には水槽用ヒーター(150W)が接続されていた。 ○当該製品の電源プラグの外郭は溶融及び炭化し、栓刃は焼失し、先端には溶融痕が認められた。 ○当該製品が接続されていた他社製の延長コードの刃受金具は焼失していた。 ○当該製品の電源コード及びタップ部に溶融痕等の異常は認められなかった。 ●当該製品の電源プラグの栓刃間におけるトラッキング現象、又は他社製延長コードの刃受金具との間で接触不良が発生し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	A201600446(延長コード)と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
28	A201600757 平成29年3月3日(長野県) 平成29年3月13日	除雪機(歩行型)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の外観は、進行方向に対して本体左側及び前方の焼損が著しかった。 ○当該製品のエアクリーナーカバーが上下逆に組み付けられていたが、上下逆に組み付けられた経緯については、不明であった。 ○エアクリーナーカバーは、下請業者でのエンジン組立時に取付け位置の確認を行っているが、確認時のチェックシートは廃棄されており、確認できなかった。 ○エンジン前方にあるマフラーはカシメ部からはがれて2つに割れており、マフラーを囲う金属製のプロテクターの内外に、擦過痕が認められた。 ○使用者は今年に入って、マフラー周辺が揺れることに気づいていた。 ○配線の被覆がはがれている電線に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○排気経路に排気漏れの痕跡は認められなかった。 ○類似品を使用して、通常上向きに取り付けられているエアクリーナーカバーを下向きに取り付けてエンジンを始動したところ、エアクリーナーカバーの縁がガソリン送油用ゴムホースと干渉し、ゴムホース表面が傷付くことが認められた。 ○エンジンからのオイル漏れは認められなかった。 ●当該製品のエアクリーナーカバーが上下逆に取り付けられていたことから、使用時の振動等でエアクリーナーカバーの縁とガソリン送油用ゴムホースが干渉し、ゴムホースに亀裂が入り、漏れたガソリンが破損したマフラーから排出された高温の排気ガスにより引火したものと推定されるが、エアクリーナーカバーが下向きに取り付けられた経緯が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
29	A201600771 平成29年2月20日(熊本県) 平成29年3月17日	延長コード	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の電源プラグが焼損し、電源プラグ内部が著しく焼損していた。 ○電源プラグの栓刃及び芯線との接続部に異常は認められなかった。 ○当該製品の電源プラグ内部で芯線が半断線及び断線しており、いずれにも溶融痕が確認された。 ●当該製品は、電源プラグ内部の芯線が断線、スパークし、出火したものと推定されるが、芯線が断線した経緯が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	A201600751(液晶テレビ)と同一事故
30	A201600774 平成29年1月10日(兵庫県) 平成29年3月21日	電気カーペット	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の表面に焼損は認められなかった。 ○当該製品の裏面は、1か所のみヒーター線の直下で約1cm焼損し、穴が空いていた。 ○裏面の焼損部でヒーター線が断線しており、断線部を中心にヒーター線の絶縁被覆が約6cm変色していた。 ○ヒーター線の断線部に溶融痕が認められた。 ○コントローラー内の制御基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○制御基板の温度ヒューズが溶断していた。 ●当該製品は、ヒーター線が断線し、スパークが発生して焼損に至ったものと推定されるが、詳細な使用状況が不明なため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	